

目 次

教育委員会規則

- 北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則……………10
- 学校教育法の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則……………10
- 行政不服審査法の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則……………12
- 北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則……………16
- 北海道教育支援委員会設置規則を廃止する教育委員会規則……………29
- 北海道立美術館管理規則の一部を改正する教育委員会規則……………29
- 北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則……………29
- 教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則……………30
- 北海道学校職員の給与に関する条例附則第42項第 1 号及び第43項の教育委員会規則で定める管理職員を定める教育委員会規則……………33

共同訓令（北海道・北海道教育委員会）

- 北方領土隣接地域振興対策協議会設置規程を廃止する訓令……………34

教育委員会訓令

- 北海道教育委員会の任命に係る職員の旅費支給規程の一部を改正する教育委員会訓令…34

教育長訓令

- 教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令……………34
- 居住施設管理規程の一部を改正する教育長訓令……………36
- 北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令……………36
- 職員賞罰等審査委員会設置規程の一部を改正する教育長訓令……………36
- 教育庁職員等健康管理規程の一部を改正する教育長訓令……………37

告示

- 平成29年度北海道立高等学校入学者選抜学力検査日、推薦入学面接日及び合格発表日について……………38
- 平成29年度北海道立中等教育学校入学者選考検査日について……………38
- 市町村立高等学校の廃止の認可について……………38
- 市町村立高等学校の設置の認可について……………38
- 市町村立幼稚園の廃止について……………39
- 市町村立の小学校及び中学校の廃止について……………39
- 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の設置について……………40
- 市町村立小学校の位置変更について……………41
- 道指定有形文化財の指定について……………41

通達・通知

- 史跡の指定等について……………42

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第 2 号）

1 趣旨

地方公務員法の改正に伴い、北海道職員等の分限に関する条例の一部が改正され、職員の降給の処分の要件及び手続が定められたことから、職員の分限降給を行うことを会議の議決事項に加えることとするため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

会議の議決事項に、職員の分限降給を行うことを加えることとした（第 3 条第 1 項第 8 号関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成28年 4 月 1 日から施行することとした。

◆学校教育法の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則

（教育委員会規則第3号）

1 趣旨

学校教育法の一部改正に伴い、関係教育委員会規則の規定の整備を行うほか、所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

(1) 学校教育法の一部改正により、義務教育学校が新たに設けられるため、次に掲げる教育委員会規則の規定の整備を行うこととした。

ア 北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）

イ 北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則（平成元年北海道教育委員会規則第2号）

ウ 義務教育諸学校学級編制基準規則（昭和41年北海道教育委員会規則第1号）

エ 教育職員免許法施行細則（昭和37年北海道教育委員会規則第4号）

オ 北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）

カ 公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則（昭和50年北海道教育委員会規則第7号）

キ 北海道有朋高等学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第8号）

ク 北海道立青少年体験活動支援施設利用規則（昭和48年北海道教育委員会規則第14号）

ケ 北海道立北方民族博物館利用規則（平成2年北海道教育委員会規則第8号）

コ 北海道立美術館利用規則（平成4年北海道教育委員会規則第10号）

サ 北海道立文学館利用規則（平成6年北海道教育委員会規則第22号）

シ 北海道立釧路芸術館利用規則（平成10年北海道教育委員会規則第9号）

(2) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成28年4月1日から施行することとした。

◆行政不服審査法の改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則（教育委員会規則第4号）

1 趣旨

行政不服審査法の施行に鑑み、教育委員会の会議の議決事項に審査請求に対する裁決を行うことを加える等の措置を講ずることとし、併せて規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

行政不服審査法の施行に伴い、次に掲げる教育委員会規則の規定の整備を行うこととした。

(1) 教育委員会の会議の議決事項に、行政不服審査法の規定に基づく棄却又は認容の裁決を行うことを加えることとした（第1条関係）。

北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則（平成元年北海道教育委員会規則第2号）

(2) 「異議申立て」を「審査請求」に改めるなど、字句の改正を行うこととした（第2条から第5条まで関係）。

ア 北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則（平成6年北海道教育委員会規則第11号）

イ 北海道情報公開条例の施行に関する教育委員会規則（平成10年北海道教育委員会規則第6号）

ウ 北海道立学校条例施行規則（平成元年北海道教育委員会規則第10号）

エ 北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める教育委員会規則（平成21年北海道教育委員会規則第21号）

(3) 総務大臣への再審査請求に関する規定を削除することとした（第5条関係）。

北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める教育委員会規則（平成21年北海道教育委員会規則第21号）

(4) その他規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) この教育委員会規則は、平成28年4月1日から施行することとした（附則第1項関係）。

(2) この教育委員会規則の施行前にされた処分又はこの教育委員会規則の施行前にされた申請に係る不作為に関する不服申立てについては、改正後の北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則第3条第1項第28号の規定にかかわらず、なお従前の例によることとした（附則第2項関係）。

◆北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第5号）

1 趣旨

北海道教育庁等の組織機構改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

(1) 総務政策局教育政策課に広報・情報担当課長を設置することとした（第1条関係）。

(2) 総務政策局教職員課の制度担当課長を廃止することとした（第1条関係）。

(3) 教育局に主幹を設置することとした（第1条関係）。

(4) 職員の職及びその他所要の規定の整備を行うこととした（第1条から第6条まで関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成28年4月1日から施行することとした。

◆北海道教育支援委員会設置規則を廃止する教育委員会規則（教育委員会規則第6号）

1 趣旨及び内容

北海道教育支援委員会条例の制定に伴い、北海道教育支援委員会設置規則を廃止することとするため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 施行期日

この教育委員会規則は、平成28年4月1日から施行することとした。

◆北海道立美術館管理規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第7号）

1 趣旨

近代美術館に置かれる収蔵作品選定評価評議会（以下「協議会」という。）の運営方法を見直すこととするため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

協議会の運営方法は、次のとおりとすること。

(1) 協議会は、必要の都度、開催することとし、近代美術館の館長は、美術に関する作品を購入しようとするときは、協議会において、美術に関する学識経験者の意見を聴かなければならないこととした（第26条第1項及び第2項関係）。

(2) 協議会の出席者は、近代美術館の館長が決定することとした（第26条第3項関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成28年4月1日から施行することとした。

◆北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第8号）

1 趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定しようとするものである。

2 内容

「営利企業等の従事」を「営利企業への従事等」に改めることとした。（第39条関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成28年4月1日から施行することとした。

◆教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第9号）

1 趣旨

教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

免許状更新講習の内容見直しにより、必修領域、選択必修領域及び選択領域の区分が創設されたことから、申請書様式の整備を行うこととした（別記第8号様式、別記第11号様式及び別記第12号様式関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成28年4月1日から施行することとした。

◆北海道学校職員の給与に関する条例附則第42項第1号及び第43項の教育委員会規則で定める管理職員を定める教育委員会規則（教育委員会規則第10号）

1 趣旨

北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「条例」という。）の改正に伴い、給料及び管理職手当の縮減に係る管理職員の区分について必要な事項を定めるため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

(1) 条例附則第42項第1号の教育委員会規則で定める管理職員は、管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の規定による管理職手当に係る区分（以下「管理職手当区分」という。）が3種の職を占める校長とすることとした（第1条関係）。

(2) 条例附則第43項の教育委員会規則で定める管理職員は、管理職手当区分が4種又は5種に該当する職を占める学校職員とすることとした（第2条関係）。

3 施行期日等

(1) この教育委員会規則は、平成28年4月1日から施行することとした（附則第1項関係）。

(2) 北海道学校職員の給与に関する条例附則第35項の表第1号及び第36項第2号に規定する管理職員を定める教育委員会規則（平成24年北海道教育委員会規則第8号）は、廃止することとした（附則第2項関係）。

教育委員会規則

北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

北海道教育委員会規則第2号

北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則（平成元年北海道教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「分限免職及び分限降任」を「分限免職、分限降任及び分限降給」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成28年4月1日から施行する。

学校教育法の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

北海道教育委員会規則第3号

学校教育法の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則（北海道教育庁組織規則の一部改正）

第1条 北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第22号中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校」の次に「（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

第14条第8号中「中学部」の次に「並びに指定都市立特別支援学校の高等部」を、「高等部」の次に「（指定都市立特別支援学校の高等部を除く。）」を加える。

（北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部改正）

第2条 北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則（平成元年北海道教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号及び第 3 条第 1 項第11号中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校」の次に「(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)」を加える。

(義務教育諸学校学級編制基準規則の一部改正)

第 3 条 義務教育諸学校学級編制基準規則（昭和41年北海道教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 3 号を削り、同項第 4 号を第 3 号とする。

別表中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校（」の次に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

第 1 号様式の 1 及び第 2 号様式の 1 末尾欄外注 1 の事項中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校」の次に「(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)」を加える。

第 3 号様式中「集計表」を削り、「(1) 学校基本調査に基づく数」を「1 学校基本調

「

区 分	本校及び分校の総数
小 学 校	
中 学 校	

を

「

区 分	本校、分校及び課程の総数
小 学 校	()
中 学 校	()

に、

」

「(注) 本校及び分校の総数には、現実に児童又は生徒が在籍していない学校は含めないこと。」

を

「注 1 本校及び分校の総数には、現実に児童又は生徒が在籍していない学校は含めないこと。

2 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含めること。

3 () には、義務教育学校の課程数を内数として記載すること。」

に、「(2) 学年別児童生徒数」を「2 学年別児童生徒数」に、

「(注) () には、特別支援学級の児童又は生徒の数を外数として記載し、その合計数を「特別支援学級」の欄に記載すること。」

を

「注 1 () には、特別支援学級の児童又は生徒の数を外数として記載し、その合計数を「特別支援学級」の欄に記載すること。

2 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含めること。」

に、「(1) 小学校」を「(1) 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)」に、「(2) 中学校」を「(2) 中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)」に改める。

第 4 号様式の 2 末尾欄外注の事項中「小学校」を「第 4 号様式の 1」に改める。

(教育職員免許法施行細則の一部改正)

第 4 条 教育職員免許法施行細則（昭和37年北海道教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 2 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(北海道立高等学校学則の一部改正)

第 5 条 北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式末尾欄外記入上の注意中4の事項を5の事項とし、3の事項を4の事項とし、2の事項を3の事項とし、1の事項の次に次の事項を加える。

2 「出願者」の欄の中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとし、中等教育学校の前期課程の場合は、「卒業」を「修了」と読み替えること。

（公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則の一部改正）

第6条 公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則（昭和50年北海道教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式末尾欄外（注）の事項に次の事項を加える。

3 評定平均値の欄の中学校には、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものであること。

（北海道有朋高等学校学則の一部改正）

第7条 北海道有朋高等学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式末尾欄外記入上の注意の事項に次の事項を加える。

3 学歴の欄の中学校には、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとし、中等教育学校の前期課程の場合は、「卒業」を「修了」と読み替えること。

別記第1号様式の2末尾欄外記入上の注意の5の事項中「記入すること。」の次に「なお、中学校には、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとし、中等教育学校の前期課程の場合は、「卒業」を「修了」と読み替えること。」を加え、同様式末尾欄外記入上の注意の6の事項中「(中等教育学校を含む)」を「(中等教育学校の後期課程を含む。)」に改める。

別記第1号様式の3末尾欄外記入上の注意の5の事項中「記入すること。」の次に「なお、中学校には、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとし、中等教育学校の前期課程の場合は、「卒業」を「修了」と読み替えること。」を加え、同様式末尾欄外記入上の注意の4の事項中「(中等教育学校を含む)」を「(中等教育学校の後期課程を含む。)」に改める。

（北海道立青少年体験活動支援施設利用規則の一部改正）

第8条 北海道立青少年体験活動支援施設利用規則（昭和48年北海道教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校（」の次に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

（北海道立北方民族博物館利用規則等の一部改正）

第9条 次に掲げる教育委員会規則の規定中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)」を、「中学校（」の次に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

(1) 北海道北方民族博物館利用規則（平成2年北海道教育委員会規則第8号）第8条第1号ウ

(2) 北海道立美術館利用規則（平成4年北海道教育委員会規則第10号）第7条の2第3号

(3) 北海道立文学館利用規則（平成6年北海道教育委員会規則第22号）第8条第1号ア

(4) 北海道立釧路芸術館利用規則（平成10年北海道教育委員会規則第9号）第8条第1号ア

附 則

この教育委員会規則は、平成28年4月1日から施行する。

行政不服審査法の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

北海道教育委員会規則第4号

行政不服審査法の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則（北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部改正）

第1条 北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則（平成元年北海道教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第35号を第36号とし、第34号の次に次の1号を加える。

(35) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求に関すること。

第3条第1項に次の1号を加える。

(28) 行政不服審査法第45条第2項、第46条第1項又は第49条第2項若しくは第3項の規定に基づく裁決を行うこと。

（北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則の一部改正）

第2条 北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則（平成6年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第31条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条各号中「決定」を「裁決」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記第5号様式中

「北海道個人情報保護条例第 条第 号該当」を

「北海道個人情報保護条例第 条第 項第 号該当」に、

「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第6号様式中

「北海道個人情報保護条例第 条第 号該当」を

「北海道個人情報保護条例第 条第 項第 号該当」に、

「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第7号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第8号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記第11号様式中「60日」を「3月」に改め、「行政不服審査法に基づく」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第14号様式、別記第15号様式、別記第20号様式及び別記第21号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第22号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「第40条」を「第40条第1項」に改める。

別記第23号様式及び別記第24号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定に」を「裁決に」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「決定（）」を「裁決（）」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

（北海道情報公開条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正）

第3条 北海道情報公開条例の施行に関する教育委員会規則（平成10年北海道教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条各号中「決定」を「裁決」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記第4号様式から別記第6号様式までの規定中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第7号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記第10号様式中「60日」を「3月」に改め、「行政不服審査法に基づく」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第11号様式中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「決定（）」を「裁決（）」に、「決定」を「裁決」に改める。

（北海道立学校条例施行規則の一部改正）

第4条 北海道立学校条例施行規則（平成元年北海道教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中

「教 示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、北海道知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方自治法第231条の3第9項）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1） 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を
「

教 示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方自治法第231条の3第9項）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1） 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中

「教 示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道教育委員会に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を
「

教 示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道教育委員会に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

に改める。

（北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める教育委員会規則の一部改正）

第5条 北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める教育委員会規則（平成21年北海道教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（裏面）、別記第2号様式（裏面）、別記第3号様式（裏面）、別記第4号様式（裏面）、別記第5号様式（裏面）及び別記第6号様式（裏面）中

「

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対し不服申立てをすることができます。
- 2 1の不服申立てに対する決定（裁決）についてさらに不服があるときは、当該不服申立てに対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に不服申立てをすることができます。
- 3 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日（1又は2による不服申立てをしたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を
「

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に、北海道知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

に改める。

別記第7号様式（裏面）、別記第8号様式（裏面）、別記第10号様式（裏面）及び別記第11号様式（裏面）中

「

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対し不服申立てをすることができます。
- 2 1の不服申立てに対する決定（裁決）についてさらに不服があるときは、当該不服申立てに対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に不服申立てをすることができます。
- 3 この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日（1又は2による不服申立てをしたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）の日の翌日から起算して1年を経

過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

を「

教示

1 この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に、北海道知事に対し審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この教育委員会規則は、平成28年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この教育委員会規則の施行前にされた処分又はこの教育委員会規則の施行前にされた申請に係る不作為に関する不服申立てについては、改正後の北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則第3条第1項第28号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

北海道教育委員会規則第5号

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則
（北海道教育庁組織規則の一部改正）

第1条 北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第15号中「電子計算機による教育委員会の所掌事務についての情報処理に関すること」を「情報化の推進に関する企画及び総合調整に関すること」に改める。

第14条第4号中「電子計算機による教育委員会の所掌事務についての情報処理に関すること」を「情報化の推進に関する企画及び総合調整に関すること」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 教育政策課担当課長は、教育政策課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
- （1）教育委員会の所掌事務についての一般的調査統計及び基幹統計に関すること。
- （2）情報化の推進に関する企画及び総合調整に関すること。
- （3）所管行政の広報、広聴及び相談に関すること。

第15条第2項第4号及び第5号を削る。

第23条第15号中「北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森及び北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄」を「北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄及び北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸」に改める。

第36条第1項第1号の表中

に	事務職員	総務政策局総務課 総務政策局教職員課 学校教育局義務教育課	担当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務に従事する。
		総務政策局総務課	担当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務に従事する

るす		を	総務政策局教育政策課 総務政策局教職員課 学校教育局義務教育課		とともに、関係事務を整理する。	
務職員		に、	学校教育局教育職員局新しい高校づくり推進室課 教育職員局教職員事務センター	主査	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。	事務職 技術職 指導主 事務職 技術職
				調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
				指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	
				業務主任	上司の命を受け、担任の業務に従事する。	
				主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
員 員 事 員 員		を	学校教育局教育職員局新しい高校づくり推進室課 教育職員局教職員事務センター	主査	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。	事務職員 技術職員 指導主事 事務職員 技術職員
				調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
				主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
	に、		学校教育局新しい高校づくり推進室 学校教育局高校教育課 学校教育局義務教育課 学校教育局特別支援教育課 学校教育局健康・体育課 生涯学習推進局生涯学習課	指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。	指導主事
			学校教育局新しい高校づくり推進室 総務政策局教育政策課 総務政策局教	主任指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。	指導主事
				指導主事	上司の命を受け、学校におけ	

を	職員課 学校教育局高 校教育課 学校教育局義 務教育課 学校教育局特 別支援教育課 学校教育局健 康・体育課 生涯学習推進 局生涯学習課	る教育課程、学習指導その他 学校教育に関する専門的事項 の指導に関する事務に従事す る。		に改め、
---	--	---	--	------

同項第2号の表中	局	局長	上司の命を受け、局務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員
		参与	上司の命を受け、特命事項を処理する。	
		次長	局長を補佐し、局務を整理する。	
		副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。	
		専門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事務を処理する。	
		義務教育指導監	上司の命を受け、局の所掌事務のうち指定事項に関する調査、企画、調整等の事務をつかさどる。	指導主事

を	局	局長	上司の命を受け、局務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員
		参与	上司の命を受け、特命事項を処理する。	
		次長	局長を補佐し、局務を整理する。	
		副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。	
		専門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事務を処理する。	
		主幹	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。	
		義務教育指導監	上司の命を受け、局の所掌事務のうち指定事項に関する調査、企画、調整等の事務をつかさどる。	指導主事

に、	課	係長	上司の命を受け、係の事務をつかさどる。	事務職員	を
		主査	上司の命を受け、課の分掌事務のうち担任の事務をつかさどる。		
		調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。		
		指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。		

	業務主任	上司の命を受け、担任の業務に従事する。	技術職員
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	事務職員

課	係長	上司の命を受け、係の事務をつかさどる。	事務職員	「教
	主査	上司の命を受け、課の分掌事務のうち担任の事務をつかさどる。		に、
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。		
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。		

育支援課	指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。	指導主事
	社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。	事務職員

課	主任指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。	指導主事
	指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。	
	社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。	事務職員

主事	上司の命を受け、事務に従事する。	事務職員
運転技術員	上司の命を受け、庁用自動車の運転及び保全に関する業務に従事する。	技術職員 指導主事、事務職員及び技術職員以外の職員

道立学校運営 室長

事	上司の命を受け、事務に従事する。	事務職員
---	------------------	------

に、

支援室	主査
	調査
	指導
	主任
	主事

	上司の命を受け、室務をつかさどる。	事務職員
	上司の命を受け、室の分掌事務のうち担任の事務をつかさどる。	
員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	
	上司の命を受け、事務を処理する。	
	上司の命を受け、事務に従事する。	

を

道立学校運営支援室	室長
	主査
	調査員
	主任
	主事

上司の命を受け、室務をつかさどる。	事務職員
上司の命を受け、室の分掌事務のうち担任の事務をつかさどる。	
上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
上司の命を受け、事務を処理する。	
上司の命を受け、事務に従事する。	

に改め、同項第3号の表中

局

局長	上司の命を受け、局務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員
参与	上司の命を受け、特命事項を処理する。	
次長	局長を補佐し、局務を整理する。	
副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。	
専門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事務を処理する。	

を

局	局
	参
	次
	副
	専主

長	上司の命を受け、局務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員
与	上司の命を受け、特命事項を処理する。	
長	局長を補佐し、局務を整理する。	
参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。	
門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事務を処理する。	
幹	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。	

に、

課	係長
	主査
	調査員
	指導主任
	業務主任
	主任

上司の命を受け、係の事務をつかさどる。	事務職員
上司の命を受け、課の分掌事務のうち担任の事務をつかさどる。	
上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	
上司の命を受け、担任の業務に従事する。	技術職員
上司の命を受け、事務を処理する。	事務職員

を

課	係長
	主査
	調査員
	主任

上司の命を受け、係の事務をつかさどる。	事務職員
上司の命を受け、課の分掌事務のうち担任の事務をつかさどる。	
上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
上司の命を受け、事務を処理する。	

に、

教育支援課	指導主事	上司 る教 学校 の指 導に る。
	社会教育主 事	上司 行う と指 導を

の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他教育に関する専門的事項指導に関する事務に従事する	指導主事
の命を受け、社会教育を者に専門的技術的な助言指導を与える。	事務職員

を

教育支援課	主任指導主事	上司の命 る教育課 学校教育 の指導に る。
	指導主事	上司の命 る教育課 学校教育 の指導に る。
	社会教育主 事	上司の命 行う者に と指導を

を受け、学校における、学習指導その他に関する専門的事項に関する事務を処理する。	指導主事
を受け、学校における、学習指導その他に関する専門的事項に従事する。	事務職員

に、

室	主査	上司の命を 務のうち担 どる。
	調査員	上司の命を 等に関する
	指導主任	上司の命を するととも 指導的業務
	主任	上司の命を する。

受け、室の分掌事 任の事務をつかさ	事務職員
受け、特定の調査 事務を処理する。	
受け、事務を処理 に、内部における に従事する。	
受け、事務を処理	

を

室	主査	上司の命を受け 務のうち担任の どる。
	調査員	上司の命を受け 等に関する事務
	主任	上司の命を受け る。

、室の分掌事 事務をつかさ	事務職員
、特定の調査 を処理する。	
事務を処理す	

に、

実習船管理室	指導主事	上司の命を受け、高 水産教育における乗 関する専門的事項の する事務に従事する
--------	------	--

等学校の 船実習に 指導に関 。	指導主事
---------------------------	------

を

実習船管理室	主任指導主 事	上司の命を受け、高等学 水産教育における乗船実 関する専門的事項の指導 する事務を処理する。
	指導主事	上司の命を受け、高等学 水産教育における乗船実 関する専門的事項の指導 する事務に従事する。

校の 習に関
校の 習に関

に改める。

（北海道立教育研究所管理規則の一部改正）

第2条 北海道立教育研究所管理規則（昭和44年北海道教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

部	部長	上司の命を受け、部の事務を	事務職
---	----	---------------	-----

第2条の表中

		つかさどる。
	副参与	上司の命を受け、特命の事務をつかさどる。
	研究主幹	上司の命を受け、部の事務を整理する。
	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。
	研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務をつかさどる。

員

を

部	部長	上司の命を受け、部の事務をつかさどる。	事務職員
	副参与	上司の命を受け、特命の事務をつかさどる。	
	研究主幹	上司の命を受け、部の事務を整理する。	
	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。	
	主任研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務を処理する。	
	研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務に従事する。	

「

に、

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	事務職員
	副主幹	上司の命を受け、所掌事務を整理する。	
	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。	
	研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務をつかさどる。	
	指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。	

「

を

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	事務職員
	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。	
	主任研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務を処理する。	
	研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務に従事する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理	

」		する。	
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。	

に、	「 附属情報処理教育センター 附属理科教育センター	センター長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を監督する。	を
		センター次長	上司の命を受け、センターの事務を整理する。	
		主査	上司の命を受け、センターの事務をつかさどる。	
		研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務をつかさどる。	
		調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	

に改め、	「 附属情報処理教育センター 附属理科教育センター	センター長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を監督する。	」
		センター次長	上司の命を受け、センターの事務を整理する。	
		主査	上司の命を受け、センターの事務をつかさどる。	
		主任研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務を処理する。	
		研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務に従事する。	
		調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	

同表備考中、「主査」の次に、「主任研究研修主事」を加える。

（北海道立特別支援教育センター管理規則の一部改正）

第3条 北海道立特別支援教育センター管理規則（昭和62年北海道教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

第2条の表中	課	課長	上司の命を受け、所長の指定する事務をつかさどる。	事務職
	庶務課	主査	上司の命を受け、所長の指定する事務を処理する。	
		指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	
		業務主任	上司の命を受け、担任の業務に従事する。	技術職
	教育室	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	事務職
		調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
		教育室長	上司の命を受け、教育室の事務をつかさどる。	
		研究員	上司の命を受け、特別支援教	

員

員

員

を

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	事務職員
庶務課	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
教育室	教育室長	上司の命を受け、教育室の事務をつかさどる。	
	主任研究員	上司の命を受け、特別支援教育に関する教育相談、調査研究、研修及び技術援助に関する事務を処理する。	
	研究員	上司の命を受け、特別支援教育に関する教育相談、調査研究、研修及び技術援助に関する事務に従事する。	

」

に改め、同表備考中「教育室長」を「課長、教育室長、主任研究員」に改める。

」

(北海道立生涯学習推進センター管理規則の一部改正)

第4条 北海道立生涯学習推進センター管理規則（平成3年北海道教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

「

第5条の表中

所	所長	所務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職
	参与	上司の命を受け、特命事項を処理する。	
	主幹	上司の命を受け、所掌事務をつかさどる。	
	主査	上司の命を受け、担任意務をつかさどる。	
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理	

員	を	「			する。		
				主事	上司の命を受け、事務に従事する。		
			所	所長	所務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員	
				参与	上司の命を受け、特命事項を処理する。		
				主幹	上司の命を受け、所掌事務をつかさどる。		
				主査	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。		
				調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。		
				社会教育主事	上司の命を受け、生涯学習に関する調査研究及び研修に関する事務に従事する。		
				主任	上司の命を受け、事務を処理する。		
				主事	上司の命を受け、事務に従事する。		
			に改める。				
			」				

（北海道立図書館管理規則の一部改正）
第5条 北海道立図書館管理規則（昭和52年北海道教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中	「	課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	事務職
			副主幹	上司の命を受け、所掌事務を整理する。	
			企画主幹	上司の命を受け、課の事務のうち特定の事務に従事する。	
			主査	上司の命を受け、部長の指定する事務をつかさどる。	
			指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	
			主任	上司の命を受け、事務を処理	

する。

員

「

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	事務職員
	企画主幹	上司の命を受け、課の事務のうち特定の事務に従事する。	
	主査	上司の命を受け、部長の指定する事務をつかさどる。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	

を

1

に改める。

北海道立美術館管理規則の一部改正)

第 6 条 北海道立美術館管理規則（平成 4 年北海道教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号の表中

課	課長	上司の命を受け、課の事務つかさどる。
	副主幹	上司の命を受け、所掌事務整理する。

を	事務職員
---	------

を

を

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	事
---	----	---------------------	---

1

1

務職員

に、

総務企画課	指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	事務職
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	

1

—

「

を

総務企画課	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	事務職員
-------	----	------------------	------

1

7

北海道立三岸好太郎美術館	館長	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務を掌理	事務職員
--------------	----	----------------------------	------

に、 」			し、所属職員を監督する。
	副館長		上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務を整理する。
	副参与		上司の命を受け、特命の事務を処理する。
	主査		上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務のうち担任の事務をつかさどる。
	主任学芸員		上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項のうち、特に困難な事項をつかさどる。
	調査員		上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。
	指導主任		上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。
	主任		上司の命を受け、事務を処理する。
	学芸員		上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
	主事		上司の命を受け、事務に従事する。

を	北海道立三岸好太郎美術館	館長	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務を掌理し、所属職員を監督する。	に改
		副館長	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務を整理する。	
		副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。	
		主査	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務のうち担任の事務をつかさどる。	
		主任学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項のうち、特に困難な事項をつかさどる。	
		調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
		主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
		学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その	

		他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。	
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。	

「

め、同項第2号の表中

総務課	指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	事
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	

務職員

「
を

総務課	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	事務職
-----	----	------------------	-----

」

員

に改める。

」

附 則

この教育委員会規則は、平成28年4月1日から施行する。

北海道教育支援委員会設置規則を廃止する教育委員会規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

北海道教育委員会規則第6号

北海道教育支援委員会設置規則を廃止する教育委員会規則

北海道教育支援委員会設置規則（昭和51年北海道教育委員会規則第20号）は、廃止する。

附 則

この教育委員会規則は、平成28年4月1日から施行する。

北海道立美術館管理規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

北海道教育委員会規則第7号

北海道立美術館管理規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立美術館管理規則（平成4年北海道教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「に、収蔵作品選定評価協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く」を「は、収蔵作品選定評価協議会（以下この条において「協議会」という。）を必要の都度、開催する」に改め、同条第2項中「の意見を聴かなければならない」を「において、美術に関する学識経験者の意見を聴かなければならない」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「委員は、美術に関し学識経験のある者のうちから、近代美術館の館長が委嘱する」を「出席者は、近代美術館の館長が決定する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を削り、同条第6項を同条第4項とする。

附 則

この教育委員会規則は、平成28年4月1日から施行する。

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

北海道教育委員会規則第8号

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立学校管理規則（昭和32年北海道教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第39条の見出し中「営利企業等の従事」を「営利企業への従事等」に改め、同条第1項中「営利企業等の従事」を「営利企業への従事等」に、「職員の営利企業等の従事制限に関する規則」を「職員の営利企業への従事等の制限に関する規則」に改め、同条第2項中「営利企業等に従事する」を「営利企業への従事等を行う」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

北海道教育委員会規則第9号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則

教育職員免許法施行細則（昭和37年北海道教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第20条関係）

免許状更新講習修了による有効期間更新申請書

北海道教育委員会 様

平成 年 月 日

(ふりがな 署名又は記名押印)		生年月日 年 月 日	
勤務(予定)校・機関		職名	本籍地
現住所		電話番号	

※ 職名・勤務(予定)校・機関は、記載できない場合は不要

私は、次の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、有効期間の更新を申請します。

記

【有する免許状】

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

【注意事項】

- 1 免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は、有効期間延長証明書）のいずれかを添付すること。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入すること。

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択領域		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

【注意事項】

- 1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付すること（開設者から修了証明書等を免許管理者に送付する場合は、不要）。
- 2 「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入（複数に○印を記載することも可能）すること。
- 3 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。

別記第11号様式を次のように改める。
別記第11号様式（第22条関係）

更新講習修了確認申請書

北海道教育委員会 様

平成 年 月 日

(ふりがな 署名又は記名押印)		生年月日 年 月 日	
勤務（予定）校・機関		職名	本籍地
現住所		電話番号	

※ 職名・勤務（予定）校・機関は、記載できない場合は不要

私は、次の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、更新講習修了確認を受けることを申請します。

記

【有する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

--	--	--	--	--	--

【注意事項】

- 1 免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認証明書（修了確認期限が延期されている場合にあっては修了確認期限延期証明書、更新講習を免除されている場合にあっては更新講習免除証明書）のいずれかを添付すること。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入すること。

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択領域		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

【注意事項】

- 1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付すること（開設者から修了証明書等を免許管理者に送付する場合は、不要）。
- 2 「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入（複数に○印を記載することも可能）すること。
- 3 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。

別記第12号様式を次のように改める。
別記第12号様式（第22条関係）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年
法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書

北海道教育委員会 様

平成 年 月 日

(ふりがな 署名又は記名押印)		生年月日 年 月 日	
勤務（予定）校・機関		職名	本籍地
現住所		電話番号	

※ 勤務（予定）校・機関は、記載できない場合は不要

私は、次の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3

項第3号に規定する確認を受けることを申請します。

記

【有する免許状】

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地

【注意事項】

- 1 免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認証明書（修了確認期限が延期されている場合にあっては修了確認期限延期証明書、更新講習を免除されている場合にあっては更新講習免除証明書）のいずれかを添付すること。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入すること。

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了（履修）年月日
必 修 領 域		年 月 日
選択必修領域		年 月 日
選 択 領 域		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

【注意事項】

- 1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付すること（開設者から修了証明書等を免許管理者に送付する場合は、不要）。
- 2 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。

附 則

この教育委員会規則は、平成28年4月1日から施行する。

北海道学校職員の給与に関する条例附則第42項第1号及び第43項の教育委員会規則で定める管理職員を定める教育委員会規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

北海道教育委員会規則第10号

北海道学校職員の給与に関する条例附則第42項第1号及び第43項の教育委員会規則で定める管理職員を定める教育委員会規則
（条例附則第42項第1号の教育委員会規則で定める管理職員）

第1条 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。次条において「条例」という。）附則第42項第1号の教育委員会規則で定める管理職員は、管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の規定による管理職手当に係る区分（同条において「管理職手当区分」という。）が3種の職を占める校長とする。

（条例附則第43項の教育委員会規則で定める管理職員）

第2条 条例附則第43項の教育委員会規則で定める管理職員は、管理職手当区分が4種又は5種に該当する職を占める学校職員とする。

附 則

（施行期日）

1 この教育委員会規則は、平成28年4月1日から施行する。

（北海道学校職員の給与に関する条例附則第35項の表第1号及び第36項第2号に規定する管理職員を定める教育委員会規則の廃止）

2 北海道学校職員の給与に関する条例附則第35項の表第1号及び第36項第2号に規定する管理職員を定める教育委員会規則（平成24年北海道教育委員会規則第8号）は、廃止する。

共 同 訓 令

北 海 道
北海道教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般
部 局

北方領土隣接地域振興対策協議会設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

北 海 道 知 事 高 橋 はるみ
北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

北方領土隣接地域振興対策協議会設置規程を廃止する訓令

北方領土隣接地域振興対策協議会設置規程（昭和56年北海道・北海道教育委員会訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

北海道教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般
所 管 機 関

北海道教育委員会の任命に係る職員の旅費支給規程の一部を改正する教育委員会訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

北海道教育委員会の任命に係る職員の旅費支給規程の一部を改正する教育委員会訓令

北海道教育委員会の任命に係る職員の旅費支給規程（昭和44年北海道教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この教育委員会訓令は、平成28年4月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第5号

庁 中 一 般
所 管 機 関

教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴田 達夫

教育庁財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令

教育財産規則施行規程（昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別記第9号様式その1中

- 「
教 示
1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に審査請求をすることができます。ただし、この処分のうち使用料の徴収に関する処分について不服がある場合の審査請求期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して30日以内となります。
2 前項の審査請求に対する裁決についてさらに不服（この処分のうち使用料の徴収に関する処分の不服を除く。）がある場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に再審査請求をすることができます。
3 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（第1項による審査請求又は前項による再審査請求をしたときは、当該審査請求又は再審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った部局長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。
4 なお、この処分のうち使用料の徴収に関する処分については、第1項の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方自治法第229条第6項）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

を
「

- 教 示
1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道知事に審査請求をすることができます。
2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った部局長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
3 なお、この処分のうち使用料の徴収に関する処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方自治法第229条第4項）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

に改める。

別記第9号様式その2中

- 「
教 示
1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に審査請求をすることができます。
2 前項の審査請求に対する裁決についてさらに不服がある場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に再審査請求をすることができます。
3 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（第1項による審査請求又は前項による再審査請求をしたときは、当該審査請求又は再審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道

（訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った部局長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

を
「

教 示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った部局長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

附 則

この教育長訓令は、平成28年4月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第6号

庁 中 一 般
所 管 機 関

居住施設管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

居住施設管理規程の一部を改正する教育長訓令

居住施設管理規程（昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第12条中第3項を次のとおり改める。

3 前項の規定にかかわらず、新たに公宅の貸与を受けた場合又は公宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の公宅料は、同項の規定により決定された額を基に日割計算により算出した額とする。

附 則

この教育長訓令は、平成28年4月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第7号

庁 中 一 般
道 立 学 校

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令

北海道立学校職員服務規程（昭和41年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「営利企業等従事」を「営利企業への従事等」に改め、同条第1項中「営利企業等の従事」を「営利企業への従事等」に、「営利企業等従事許可願」を「営利企業従事等許可願」に改め、同条第2項中「営利企業等に」を「営利企業への従事等を」に、「従事する」を「行う」に、「営利企業等従事許可願」を「営利企業従事等許可願」に改め、同条第3項中「営利企業等従事許可願」を「営利企業従事等許可願」に改める。

別記第9号様式から別記第9号様式の5までの規定中「営利企業等従事」を「営利企業従事等」に改める。

附 則

この教育長訓令は、平成28年4月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第8号

庁 中 一 般

職員賞罰等審査委員会設置規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成28年 3 月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

職員賞罰等審査委員会設置規程の一部を改正する教育長訓令

職員賞罰等審査委員会設置規程(昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第3条の表(2)の項中

「
1 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の規定に基づく次の分限処分
(1) 第28条第1項の免職及び降任
(2) 第28条第2項第2号の休職（重要又は異例なものに限る。）
」

を

「
1 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号。以下「条例」という。）の規定に基づく次の分限処分
(1) 法第28条第1項の免職及び降任
(2) 法第28条第2項第2号の休職（重要又は異例なものに限る。）
(3) 条例第1条の4及び第1条の5の降給
」

に改める。

附 則

この教育長訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第9号

庁 中 一 般
所 管 機 関
(道立学校を除く。)

教育庁職員等健康管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成28年 3 月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

教育庁職員等健康管理規程の一部を改正する教育長訓令

教育庁職員等健康管理規程（昭和51年北海道教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同項第4号中「前3号」を「前5号」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

(3) 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

第26条の2の次に次の1条を加える。

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

第26条の3 福利課長は、職員に対し、厚生労働省令で定めるところにより、心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

2 福利課長は、前項の規定により行う検査を受けた職員に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査の結果を通知しなければならない。この場合において、福利課長は、あらかじめ当該検査を受けた職員の同意を得ないで、当該職員の検査の結果を所属長に提供してはならない。

3 福利課長は、前項の規定による通知を受けた職員であって、心理的な負担の程度が職員の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接

指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした職員に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、所属長は、職員が当該申出をしたことを理由として、当該職員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

- 4 福利課長は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定による面接指導の結果を記録しておかなければならない。
- 5 所属長は、第3項の規定による面接指導の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。
- 6 所属長は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、適切な措置を講じなければならない。

第28条中「第39条」を「第40条」に改める。

別表第3(2)の表全職員の項2次健康診断（精密検査）の欄3中「血清生化学検査」の次に「胸部エックス線撮影、心電図検査、心臓超音波検査」を加え、同欄7中「胃部内視鏡検査」の次に「ヘリコバクター・ピロリ感染症の検査（迅速ウレアーゼ試験、鏡検法、培養法、抗体測定、尿素呼気試験、糞便中抗原測定のうちのいずれかの検査法による。ただし、検査の結果、ヘリコバクター・ピロリ陰性となった場合は、さらに1項目に限り異なる検査法により検査を実施する。）」を加え、同項備考の欄9を同欄10とし、同欄8の次に次のように加える。

- 9 第2次健康診断のうち、ヘリコバクター・ピロリ感染症の検査については、胃部内視鏡検査を実施する者に実施する。

附 則

この教育長訓令は、平成28年4月1日から施行する。

告

示

北海道教育委員会告示第13号

平成29年度の北海道立高等学校の入学者選抜の学力検査日、推薦入学面接日及び合格発表日は、次のとおりとする。

平成28年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

- 1 学 力 検 査 日 平成29年3月7日（火）
- 2 推 薦 入 学 面 接 日 平成29年2月13日（月）
- 3 合 格 発 表 日 平成29年3月17日（金）

北海道教育委員会告示第14号

平成29年度の北海道立中等教育学校の入学者選考検査日は、平成29年1月7日（土曜日）とする。

平成28年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

北海道教育委員会告示第15号

次の市町村立高等学校の廃止は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定に基づき、平成28年3月3日付けで、認可した。

平成28年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

設置者	名 称	廃止の時期	廃止の理由
洞爺湖町	北海道洞爺高等学校	平成28年3月31日	平成26年度募集停止に伴う廃止

北海道教育委員会告示第16号

次の市町村立高等学校の設置は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定に基づき、平成28年3月30日付けで認可した。

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

設置者	名 称	位 置	課程及び学科	生徒定員	設置の時期
奥尻町	北海道奥尻高等学校	奥尻町字赤石411番地 2	全日制普通科	1年 40人 2年 40人 3年 40人 計 120人	平成28年4月1日

北海道教育委員会告示第17号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の2の規定に基づく次の市町村立幼稚園の廃止の届出を、受理した。

平成28年 3 月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

設置者	名 称	廃止の時期	廃止の理由
沼 田 町	沼 田 町 立 沼 田 幼 稚 園	平成28年 3 月31日	認定こども園（保育所型）の開設に伴う廃止
訓 子 府 町	訓子府町立訓子府幼稚園	平成28年 3 月31日	認定こども園（幼保連携型）の開設に伴う廃止

北海道教育委員会告示第18号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第1号の規定に基づく次の市町村立の小学校及び中学校の廃止の届出を、受理した。

平成28年 3 月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

設置者	名 称	廃止の時期	廃止の理由
札幌市	札幌市立豊滝小学校	平成28年 3 月31日	簾舞小学校及び定山溪小学校への統合による廃止
江 別 市	江 別 市 立 江 別 小 学 校	平成28年 3 月31日	新設する江別第一小学校への統合による廃止
	江別市立江別第三小学校	平成28年 3 月31日	
当 別 町	当別町立弁華別小学校	平成28年 3 月31日	当別小学校への統合による廃止
小 樽 市	小樽市立北手宮小学校	平成28年 3 月31日	新設する手宮中央小学校への統合による廃止
	小樽市立手宮西小学校	平成28年 3 月31日	
	小樽市立手宮小学校	平成28年 3 月31日	
	小樽市立色内小学校	平成28年 3 月31日	新設する手宮中央小学校、長橋小学校及び稲穂小学校への統合による廃止
余 市 町	余 市 町 立 栄 小 学 校	平成28年 3 月31日	大川小学校への統合による廃止
室 蘭 市	室 蘭 市 立 高 平 小 学 校	平成28年 3 月31日	新設する蘭北小学校への統合による廃止
	室蘭市立本輪西小学校	平成28年 3 月31日	
白 老 町	白老町立緑丘小学校	平成28年 3 月31日	白老小学校への統合による廃止
	白老町立社台小学校	平成28年 3 月31日	
旭 川 市	旭 川 市 立 聖 和 小 学 校	平成28年 3 月31日	西神楽小学校への統合による廃止
名 寄 市	名 寄 市 立 豊 西 小 学 校	平成28年 3 月31日	名寄南小学校及び名寄西小学校への統合による廃止
	名 寄 市 立 東 風 連 小 学 校	平成28年 3 月31日	風連中央小学校への統合による廃止
中富良野町	中富良野町立南中小学校	平成28年 3 月31日	中富良野小学校への統合による廃止
南富良野町	南富良野町立金山小学校	平成28年 3 月31日	新設する南富良野西小学校への統合による廃止
	南富良野町立下金山小学校	平成28年 3 月31日	
増 毛 町	増 毛 町 立 舎 熊 小 学 校	平成28年 3 月31日	増毛小学校への統合による廃止
稚 内 市	稚 内 市 立 上 勇 知 小 学 校	平成28年 3 月31日	稚内南小学校への統合による廃止

			止
礼文町	礼文町立神崎小学校	平成28年3月31日	船泊小学校への統合による廃止
北見市	北見市立日吉小学校	平成28年3月31日	端野小学校への統合による廃止
斜里町	斜里町立川上小学校	平成28年3月31日	斜里小学校への統合による廃止
	斜里町立以久科小学校	平成28年3月31日	朝日小学校への統合による廃止
	斜里町立朱円小学校	平成28年3月31日	
	斜里町立ウトロ小学校	平成28年3月31日	知床ウトロ学校（義務教育学校）の設置に伴う廃止
雄武町	雄武町立幌内小学校	平成28年3月31日	雄武小学校への統合による廃止
士幌町	士幌町立北中音更小学校	平成28年3月31日	士幌小学校への統合による廃止
上士幌町	上士幌町立北門小学校	平成28年3月31日	上士幌小学校への統合による廃止
浦幌町	浦幌町立厚内小学校	平成28年3月31日	浦幌小学校への統合による廃止
釧路市	釧路市立仁々志別小学校	平成28年3月31日	阿寒小学校への統合による廃止
	釧路市立中徹別小学校	平成28年3月31日	
標茶町	標茶町立阿歴内小学校	平成28年3月31日	中茶安別小学校及び塘路小学校への統合による廃止
別海町	別海町立別海小学校	平成28年3月31日	野付小学校及び別海中央小学校への統合による廃止
中標津町	中標津町立計根別学園小学部	平成28年3月31日	計根別学園（義務教育学校）の設置に伴う廃止
当別町	当別町立弁華別中学校	平成28年3月31日	当別中学校への統合による廃止
小樽市	小樽市立塩谷中学校	平成28年3月31日	長橋中学校への統合による廃止
洞爺湖町	洞爺湖町立洞爺湖温泉中学校	平成28年3月31日	虻田中学校への統合による廃止
函館市	函館市立五稜中学校	平成28年3月31日	新設する五稜郭中学校への統合による廃止
	函館市立大川中学校	平成28年3月31日	
	函館市立桐花中学校	平成28年3月31日	
天塩町	天塩町立啓徳中学校	平成28年3月31日	天塩中学校への統合による廃止
稚内市	稚内市立上勇知中学校	平成28年3月31日	稚内南中学校への統合による廃止
斜里町	斜里町立ウトロ中学校	平成28年3月31日	知床ウトロ学校（義務教育学校）の設置に伴う廃止
標茶町	標茶町立阿歴内中学校	平成28年3月31日	中茶安別中学校及び塘路中学校への統合による廃止
別海町	別海町立別海中学校	平成28年3月31日	野付中学校及び別海中央中学校への統合による廃止
中標津町	中標津町立計根別学園中学部	平成28年3月31日	計根別学園（義務教育学校）の設置に伴う廃止

北海道教育委員会告示第19号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第1号の規定に基づく次の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の設置の届出を、受理した。

平成28年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

設置者	名 称	位 置	設置の時期	設置の理由
江別市	江別市立江別第一小学校	江別市緑町西1丁目37番地	平成28年4月1日	江別小学校及び江別第三小学校の統合に伴う新設
小樽市	小樽市立手宮中央小学校	小樽市末広町5番1号	平成28年4月1日	北手宮小学校、手宮西小学校、手宮小学校及び色内小学校の一部統合に伴う新設
室蘭市	室蘭市立蘭北小学校	室蘭市港北町	平成28年4月1日	高平小学校及び

		4 丁目13番 1 号		本輪西小学校の統合に伴う新設
南富良野町	南富良野町立南富良野西小学校	空知郡南富良野町字下金山994番地	平成28年 4 月 1 日	金山小学校及び下金山小学校の統合に伴う新設
函 館 市	函館市立五稜郭中学校	函館市富岡町 1 丁目18番 2 号	平成28年 4 月 1 日	五稜中学校、大川中学校及び桐花中学校の統合に伴う新設
斜 里 町	斜里町立知床ウトロ学校	斜里郡斜里町ウトロ高原20番地	平成28年 4 月 1 日	ウトロ小学校及びウトロ中学校からの移行による義務教育学校の新設
中 標 津 町	中標津町立計根別学園	標津郡中標津町計根別本通東 8 丁目 1 番地 1	平成28年 4 月 1 日	計根別学園小学部及び計根別学園中学部からの移行による義務教育学校の新設

北海道教育委員会告示第20号
学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第 3 号の規定に基づく次の市町村立小学校の位置変更の届出を、受理した。
平成28年 3 月 31 日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

設置者	名 称	変更の時期	変更前の位置	変更後の位置	変更の理由
白 老 町	白老町立白老小学校	平成28年 4 月 1 日	白老郡白老町大町1丁目 6 番 1 号	白老郡白老町緑丘 3 丁目 1 番 1 号	旧白老町立緑丘小学校校舎の転用に伴う移転
利尻富士町	利尻富士町立利尻小学校	平成28年 4 月 1 日	利尻郡利尻富士町鬼脇字鬼脇318番地	利尻郡利尻富士町鬼脇字清川199番地	改修工事期間中における位置変更

北海道教育委員会告示第21号
北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）第 4 条第 1 項の規定により、別記の有形文化財を道指定有形文化財に指定する。
平成28年 3 月 31 日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

別記 1

- 1 種 別 有形文化財（歴史資料）
- 2 名 称 屯田兵絵物語
屯田兵絵巻
- 3 員 数 5 点
・ 屯田兵絵物語（絵図221枚、説明原稿188枚） 1 冊
・ 屯田絵巻 全 4 巻
- 4 作 成 年 次 昭和初期
- 5 作 者 廣澤徳治郎
- 6 所 在 地 旭川市東旭川南 1 条 6 丁目 3 -26（旭川兵村記念館）
- 7 所 有 者 一般財団法人 旭川兵村記念館
- 8 指定の事由
- (1) 指定基準
北海道文化財保護条例施行規則（昭和52年北海道教育委員会規則第12号）第 1 条及び別表第 1 道指定有形文化財指定基準の「歴史資料の部」 1 及び 3 による。
- (2) 指定理由

本資料は、明治25年に屯田兵として東旭川下兵村（東旭川第三大隊第三中隊）に入植した廣澤徳治郎が、小樽上陸から旭川への入地までの様子、入植地で原始林を拓き開墾する姿、農作業や養蚕の状況、軍事教育等の活動、そして当時使用した農具、生活用品及び生息していた野鳥、獣類に至るまで、自らが目にし、体験したことを描いた資料であり、当地での生活や屯田を中心とした地域社会の様子等、屯田兵が当地に定着するまでの事象が、当事者の視点から克明に記録された、北海道の開拓期を知る上で貴重な歴史資料であり、その学術的価値は高い。

別記2

- 1 種 別 有形文化財（歴史資料）
たきかわとんでんへいぶんしよ だいに だいたいだいさんちゆうたい だいよんちゆうたいぶんしよ
- 2 名 称 滝川屯田兵文書（第二大隊第三中 隊・第四中 隊文書）
- 3 員 数 61点
- 4 作 成 年 次 明治23年～明治39年
- 5 所 在 地 滝川市新町3丁目8番20号（滝川市郷土館）
- 6 所 有 者 滝川市
- 7 指定の事由

(1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則（昭和52年北海道教育委員会規則第12号）第1条及び別表第1道指定有形文化財指定基準の「歴史資料の部」1及び3による。

(2) 指定理由

屯田兵の入植地は、中隊ごとに屯田兵村として配置されており、中隊本部は、軍としての統括機能及び役所としての住民管理機能を備えていた。

終戦後、多くの中隊本部で関連文書を焼却廃棄したため、現存する資料は、第三大隊第三中隊など数隊のみで、本資料は、中でも唯一のまとまった資料であり、特異な組織であった屯田兵と兵村における暮らしの実像、北海道における開拓の姿を知ることができる歴史的遺産として貴重な一括資料であり、その学術的価値は高い。

別記3

- 1 種 別 有形文化財（歴史資料）
しんことむらとんでんへいそんきろく
- 2 名 称 新琴似村屯田兵村記録
- 3 員 数 8点
- 4 作 成 年 次 明治21年から昭和4年にかけての新琴似兵村会の自治活動に関する記録を佐佐木俊郎が昭和初期に編纂
- 5 所 在 地 札幌市北区北8条西5丁目（北海道大学附属図書館）
- 6 所 有 者 北海道大学
- 7 指定の事由

(1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則（昭和52年北海道教育委員会規則第12号）第1条及び別表第1道指定有形文化財指定基準の「歴史資料の部」1及び3による。

(2) 指定理由

新琴似村屯田兵村記録は、北海道における地方自治制度が未整備な時期に、「共助」の精神を基盤とした共同による生産事業や学校運営、治水・造田等の公共事業、相互扶助、善行の表彰といった自治活動を活発に展開した新琴似兵村会の実像を伝える貴重な資料であり、住民の目線で見えた当時の地域の暮らしや産業の姿を記載した記録が多く含まれており、開拓期における北海道の経済、社会、文化等の様子を表した重要な歴史資料であり、その学術的価値は高い。

通 達 ・ 通 知

教文博第3031号
平成28年3月31日

各 教 育 局 長
各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育委員会教育長

史跡の指定等について（通知）

このことについて、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条及び第134条の規定により、別記1及び2のとおり史跡の指定及び重要文化的景観の追加選定がありましたので、通知します。

（生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護グループ）

別記1

種 別	史跡
名 称	きゆうたすつさとう け ぎ よ ば 旧 歌棄佐藤家漁場
指 定 基 準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）の史跡の6「生産活動に関する遺跡」による。
指定の理由	旧歌棄佐藤家漁場は、北海道の日本海側南部に位置する寿都湾に面する寿都町字歌棄町に所在する、明治時代を全盛期とした佐藤家の漁業経営の拠点、漁場の遺跡である。初代栄右衛門は陸奥国信夫郡飯坂村に生まれ、嘉永5年（1852）、ヲタスツ・イソヤ（歌棄・磯谷）両場所の請負人となり、翌6年、磯谷に移住し、地域の行政的な役割をも担いながら、開拓使による明治2年（1869）の場所請負制の廃止布達後も漁場経営を続けた。初代栄右衛門は建網（行成網）の開発を行い、北海道漁業の振興に大きく貢献した。佐藤家は明治5年頃、歌棄に転住し、明治20年（1887）頃には道内でも有数の大規模経営を行うに至った。二代栄右衛門の代に、和風と洋風を併せた九間取の住宅主屋と邸内社社殿の建造及び海の袋澗の築造を行い、さらに鰯の干場として住宅裏手の段丘上の土地も、明治31年（1898）に払下げを受けている。旧歌棄佐藤家漁場の最盛期の建物配置は明治期の写真や明治34年（1901）の「家屋台帳」から把握できる。 旧歌棄佐藤家漁場は前浜に築造された袋澗、居宅と邸内社、背後の干場と、海から陸地へと連続して展開する北海道西海岸の漁場の佇まいを今日に伝えるきわめて貴重な遺跡である。
所在地及び指定地域	北海道寿都郡寿都町字歌棄町有戸154番、156番1、157番1、159番1、160番、160番2、161番、161番2、163番、163番2・3、165番2、166番1、167番1・3、240番1のうち9,878㎡、240番2～5、352番2のうち5,624㎡、373番のうち23,056㎡、374番、374番2、376番2のうち4,366㎡、167番1地先8,936㎡ 計66,063.12㎡
指定年月日	平成28年3月1日

別記2

種 別	重要文化的景観
名 称	アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観
選 定 基 準	重要文化的景観選定基準（平成17年文部科学省告示第47号）二 複合景観

追 加 選 定 の 理 由	「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」は、アイヌ文化の諸要素及びアイヌ固有の信仰や自然観を現在にまでとどめながら、近代開拓期以降の農林・畜産業に伴う土地利用がその上に展開することによって形成された重層性を示す重要文化的景観である。 今回は、既選定の「ピラトウルナイ区域」、「二風谷区域」、「芽生区域」、「宿主別区域」、「糠平川区域」、「沙流川区域」に加えて「沙流山林南区域」を選定し、保護の万全を図ろうとするものである。 「沙流山林南区域」は民間企業の社有林であり、2010年に平取町及び（社）平取アイヌ協会と協定を結び、アイヌ文化の保全、振興活動を目的とした施業林として管理されているものである。 オキクルミチャシ（神であるオキクルミが降臨して居城を構えたと伝えられる岩山）およびムイノカ（オキクルミの妻が神の世界へ帰るときに忘れて行くとされる箕の形をした岩肌）、ペンケトコムやパンケトコム等のアイヌ語名のついた特異な形状の山々、ウンチャシ（雨乞いの場所として古くから信仰の対象とされてきた山）などの伝承地はアイヌ文化とともに継承されており、いずれも重要な構成要素である。
所在地及び 追 加 選 定 地 域	北海道 沙流郡 平取町 字 小平・二風谷・荷負・貫気別 3,097.3ha
追 加 選 定 年 月 日	平成28年3月1日